デジタルマーケティング推進事業実施業務委託仕様書

１　業務委託の名称

　　デジタルマーケティング推進事業実施業務委託

２　業務の目的

本県では、関係人口1,000万の達成等に向け、デジタルマーケティングを活用して、事業のターゲットに対する適切な媒体選定など、効果的な情報発信の実現を目指している。

研修の実施や技術的・専門的な助言等を通じて、職員が「富山県デジタルマーケティング実施マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に対する理解を深め、実践力の向上を図ることにより、効果的・効率的に情報を発信することを目的とする。

３　委託期間

　　契約締結日から令和７年３月２１日までとする。

４　委託業務の内容

（１）職員に対する研修の実施

　　　職員がマニュアルに記載されたデジタルマーケティングの考え方を理解し、適切な手法で実践できるように、セミナー（講義型研修）やワークショップ（体験型研修）を実施すること。

　　　セミナー及びワークショップは合わせて年６回以上、セミナーは２～３時間程度、ワークショップは半日程度を想定。

　　　事業のPDCAを意識した実践的なセミナー、ワークショップについて提案し、実施すること。

　　　（テーマ例）

・事業の計画段階（例：ターゲットの行動変容を促す事業の組み立て方）

・事業の実施段階（例：プロポーザルの審査方法）

・事業の振り返り段階（例：広告実施結果のデータ分析の読み取り方）

・事業の改善段階（例：事業の課題や対応策についての議論）

（２）各室課に対する伴走支援の実施

　　　各室課が予算要求や事業を実施するときに、デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信ができるように、伴走支援を実施すること。

　なお、想定する事業数は４０事業程度とする。

　（支援例）

　　　・仕様書作成に向けた支援

　　　・プロポーザル審査の支援

　　　・キックオフ会議への参加

　　　・広告運用結果の報告/分析の支援

　　　随時、庁内の事業への助言等も実施すること。（１００事業程度を想定）

（３）必要経費について

　　　職員研修の会場借上費や消耗品等、上記（１）～（２）の実施にあたり必要となる全ての経費については、受託者の負担とする。

５　想定スケジュール

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和６年 | | | 令和７年 |
| ４～６月 | ７～９月 | 10～12月 | １～３月 |
| 提案の公募・契約締結 |  |  |  |  |
| 職員に対する研修 |  |  |  |  |
| 各室課に対する助言 |  |  |  |  |

６　納入成果品

（１）納品物

　　　　業務報告書

　　　 ・様式は任意とし、委託業務等で実施した内容を記載したもの

・職員に対する研修を実施した際には、その内容を記載すること

　　　　・各室課に対する助言等を実施した際には、その内容を記載すること

（２）納入先

富山県 知事政策局 広報・ブランディング推進室 ブランディング推進課

〒930－8501 富山市新総曲輪１－７

　TEL:076-444-3574

E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp

７　留意事項

（１）本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

（２）受注者は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負

わせてはならない。ただし、あらかじめ富山県の書面による承認を受けたときは、この限りではない。